

武器移転規制と秩序構想

—武器貿易条約 (ATT) の実施における課題から—

榎本 珠良

明治大学研究・知財戦略機構共同研究員

- 1 はじめに
 - 2 ATT の経緯・内容と第 1 回締約国会議の争点
 - (1) 条約形成の経緯
 - (2) 条約内容
 - (3) 第 1 回締約国会議の争点
 - 3 武器移転規制の目的
 - (1) 過去の規制目的の類型
 - (2) ATT の目的とは
 - 4 ATT の目的と秩序構想
 - (1) 武器移転規制と秩序構想
 - (2) 中世ヨーロッパ：対サラセン武器移転禁止
 - (3) 19 世紀後半から 20 世紀初頭：対アフリカ武器移転禁止
 - (4) 1990 年代以降：「リスク」の評価
 - 5 ATT の課題
 - 6 おわりに
- 注
- 文献リスト

1 はじめに

1990 年代以降、通常兵器は「事実上の大量破壊兵器」とも呼ばれて問題視されるようになり、国連などの場で規制に向けた政策論議が進展した。そして、2000 年代から続いた一連の交渉を経て、武器貿易条約 (ATT) が 2013 年 4 月 2 日に国連総会で採択され⁽¹⁾、翌 14 年 12 月 24 日に発効した。翌 15 年 8 月にはメキシコで第 1 回締約国会議が開催され、同年 12 月 14 日現在の締約国数は 78 か国にのぼる⁽²⁾。

本論文の目的は、ATT の実施段階における課題をあきらかにすることにある。そのために、本論文は、まず、ATT の成立過程と内容を概観し、第 1 回締約国会議において最大の争点となった輸出入等の報告書をめぐる問題を検討する。次に、これまでの歴史のなかで武器移転の規制が試みられた際に掲げられた目的を類型化することにより、ATT 構想を推進した国家・非国家のアクターが示した目的の特徴を浮き彫りにする。そして、ATT

の目的を、武器をめぐるより幅広い規制のなかに位置付け、この目的が示された背景を検討する。そのうえで、この目的に照らし合わせて ATT の実施段階の課題を論じる。

ATT の目的を考察するにあたり、本論文は、武器をめぐる規制に合意して「不適切・非合法」な領域を形成することが、表裏一体に「適切・合法」な領域を形作るものであり、両者が同じ論理に基づいて形成されることに着目する。これまでの歴史のなかで武器移転規制について多くの集団間で合意されたり、多くの集団に跨る権威により規制が命じられたりした3つの時代において、武器移転規制の目的は、その時代に武器に関して提唱された「不適切・適切」と「非合法・合法」の境界をめぐる論理全体のなかに位置付けられるものであった。そして、この論理全体は、規制を試みた人々が描いた秩序構想に整合的であった。ATT の目的も、規制を試みた人々の秩序構想と調和する形で提唱された。

ただし、ATT の目的の大部分は、実施段階において多くの課題に直面している。そして、この課題は、この条約形成を支えた秩序構想が抱える課題を示唆しているといえよう。

2 ATT の経緯・内容と第1回締約国会議の争点

「通常兵器」という用語は、20 世紀に核兵器等が「大量破壊兵器」と呼ばれるようになってから、大量破壊兵器ではない兵器を指すものとして用いられるようになった。そして、第二次世界大戦後の軍備管理・軍縮論議の争点が（とりわけ日本では）核兵器の廃絶・削減・不拡散に集中する一方で、世界の武力紛争や犯罪において実際に使われる通常兵器の軍備管理・軍縮は進展しなかった。しかし、冷戦終結後には、通常兵器の移転規制の必要性が国連等の場で提起されるようになった。本節では、ATT 成立までの経緯と条約内容を概観し、第1回締約国会議の争点を検討する。

(1) 条約形成の経緯

冷戦終結後に通常兵器移転の問題が注目された背景としては、まず、冷戦終結直後のイラクによるクウェート侵攻の際にイラクが保有していた兵器（特に重兵器）の多くが、それ以前に欧米諸国から移転されたものであったことが欧米諸国において大きなスキャンダルになったことが挙げられる。そして、ソマリアやルワンダなどの冷戦後の「新しい戦争」や人権侵害、「南」の開発問題を国際社会の課題として捉える見方が強まるにつれ、自国からの武器輸出が武力紛争や人権侵害を助長したり「南」の開発を阻害したりするリスクを認識しながら輸出を許可した政府の責任が問われるようになった。

それでは、国連等での議論のなかで、通常兵器の移転はどのように規制すべきと論じられたのか。まず、いち早く動いたのは、概して移転規制に消極的であると捉えられがちな

アメリカであった。アメリカは、国連安保理常任理事国 5 か国による合意形成を呼びかけ^③、この 5 か国は 1991 年に「通常兵器移転ガイドライン」に合意した^④。このガイドラインには、武器の移転が武力紛争を長期化・激化させる可能性がある場合や、地域内の緊張や不安定化をもたらす可能性がある場合、国際テロリズムを支援ないし助長する可能性がある場合、移転先国の経済に深刻な打撃を与える可能性がある場合などに、5 か国が武器の移転を避ける旨が盛り込まれた。

また、1991 年 6 月の欧州理事会で採択された「不拡散と武器輸出に関する宣言」^⑤は、武器の移転先の国における人権の尊重、移転先で生じている緊張や武力紛争などの国内状況、地域的な平和・安全・安定の維持、輸入国内で第三者に流用されたり望ましくない条件下で再輸出されたりするリスクの存在といった共通基準を設定し、これに基づいて各国の輸出政策を調和させる方針を示した。さらに、翌 92 年 6 月の欧州理事会では、この共通基準に新たな項目(受領国の技術的・経済的能力に見合っているかどうか)を追加することが合意された^⑥。

以上の議論にみられるように、1990 年代の通常兵器移転問題は、移転先で武器が紛争を助長したり人権侵害などに使われたりするリスクを認識しながら輸出を許可する輸出国政府の倫理や責任の問題として取り扱われた。したがって、通常兵器の移転を規制する一義的な責任は、武器の移転元の国々(輸出国)にあるとされ、まず「北」の武器輸出国(とりわけ欧米諸国)を中心とした場において合意形成が進められた。そうした場において、「北」の国々は、輸入国の自衛権と国家による通常兵器の配備を認めただうえで、輸出国政府が通常兵器の移転許可の是非を判断する際に、移転された兵器が紛争を助長したり、人権の侵害や抑圧に使われたり、紛争の激化や長期化をもたらしたりするリスクを検討し、そのリスクが高いと見做した場合には移転許可を控えるといった判断基準を設定するアプローチを採用した。そして、このアプローチは、1990 年代後半から 2000 年代初頭にかけて欧州連合(EU)や欧州安全保障協力機構(OSCE)などの場で合意された文書にも引き継がれた^⑦。

このような流れのなかで、冷戦期に西側諸国により形成された移転規制レジームである対共産圏輸出統制委員会(COCOM)も、武器移転の「リスク」を個別の移転許可申請ごとに審査する方向へと変容した。1949 年に設立された COCOM は、東側封じ込め政策の一環として、西側自由主義陣営の相対的な技術優位性を保つべく、共産圏の十数か国への軍事技術・戦略物資の移転を共同で統制するものであった。その後、冷戦が終結し旧共産主義国が自由経済へ移行すると COCOM の意義は失われ、1994 年に COCOM は解散したが、1996 年にはかつての規制対象国である旧共産主義国の参加のもとで「通常兵器及

び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント」が発足した⁽⁸⁾。ワッセナー・アレンジメントでは、非参加国向けの武器輸出が管理対象とされているが、輸出禁止国を指定するアプローチは採用されておらず、地域の安定を損なうおそれのある過度な武器の蓄積を防止することが目的に掲げられ、通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理が推進されている。そして、2002年にワッセナー・アレンジメントの枠組みで合意された小型武器・軽兵器の輸出に関するガイドラインには、同時期のEUやOSCEの合意とほぼ同様の許可基準が盛り込まれた⁽⁹⁾。

さらに、1990年代後半から2000年代にかけて、インターネットの普及により通常兵器の生産技術の拡散が進み、新興諸国の経済発展も背景にして通常兵器の生産国が増加すると、欧米諸国以外の国々からの輸出も問題視されるようになった。そして、ヨーロッパ諸国や国際NGOなどは、非ヨーロッパ諸国もEUやOSCEなどで合意されたのと同様の輸出許可基準に則って、自国からの通常兵器輸出を審査すべきであり、そのために、ヨーロッパ以外での地域的な場あるいは非ヨーロッパ諸国も参加する「グローバル」な場において同様の輸出許可基準に合意すべきだと訴えた。そして、実際に東アフリカ等において輸出許可基準を含む地域的な合意が形成され⁽¹⁰⁾、「グローバル」な合意のためのいくつかのイニシアティブがとられた⁽¹¹⁾。そのなかで、1990年代後半から「グローバル」な合意を求めていたアムネスティ・インターナショナルやオックスファムなどのNGOは、2003年に「コントロール・アームズ」キャンペーンを設立してATT構想を大々的に推進した⁽¹²⁾。そして、この構想を支持する国々が徐々に増え、2006年の国連総会決議⁽¹³⁾を契機に国連で一連のATT交渉プロセスが展開した。

（2）条約内容

2013年に採択されたATTには、輸出許可の共通基準を設定するという先述のアプローチが、ある程度反映されている。例えば、ATTには、締約国が、条約の規制対象兵器が移転先でジェノサイドや人道に対する罪などの実行に使われるであろうことを知っている場合や、国際人権法や国際人道法の重大な違反の実行や助長に使用されるような「著しいリスク」があると判断した場合には、その締約国は輸出を許可してはならないと明記されている。

しかし、この条約の交渉過程では、アラブ首長国連邦、イラン、インド、エジプト、北朝鮮、キューバ、シリア、ジンバブエ、スーダン、ニカラグア、ベネズエラ、リビアなどをはじめとするATT構想に反対ないし消極的であった国々が、ATT構想は輸出国による恣意的な輸出可否の判断を可能にし、輸入国に対して内政干渉的に機能するものであると

して強く反発した⁽¹⁴⁾。加えて、ATT 構想の支持国も一枚岩になることができなかつたため、合意形成には少なからぬ妥協が必要となり、その結果、条約には多くの「抜け道」が残ることになった⁽¹⁵⁾。

例えば、ATT の第 2 条から第 5 条は、戦車、装甲戦闘車両、大口徑火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイル及びその発射装置、小型武器・軽兵器を規制対象としたうえで、それら兵器の弾薬や部品・構成品にも一定の規制をかけている。しかし、これらのカテゴリーに含まれない武器は多数存在する。例えば、輸送・偵察用の航空機やヘリコプター、偵察用車両、射程距離 25km 以上のミサイル等を搭載しない 500 排水トン未満の軍用艦艇、携帯式地对空ミサイル以外の地对空ミサイル及びその発射装置、爆発物、兵器の開発・製造・維持のための技術や設備、指揮・統制・通信・コンピューター・情報 (C4I) 関連システム、兵器の維持やアップグレードのための部品・構成品、軍用に転用可能な汎用品、被服装備などについては、ATT に基づいて規制する義務はない。また、大口徑火砲システムとは見做されない口径 75 ミリ未満の火砲のうち、小型武器・軽兵器にも含まれないボフォース 57mm 砲などの火砲については、規制対象とする義務がないとの解釈も可能である。無人 (人間が搭乗せず、遠隔操作あるいは自動操縦で操縦される) 兵器も規制対象となるのか、あるいは対象は有人兵器に限定されると解釈すべきなのかについては論争があり、戦闘用航空機と攻撃ヘリコプターについては無人の場合も含めるとの見方が支配的であるものの、その他のカテゴリーの兵器については各国の見解が分かれている。輸出、輸入、通過、積替え、仲介といった規制対象行為の定義も条文に明記されていないうえに、後述するように、輸出以外の輸入、通過、積替えに関しては実質的な規制義務が少ない。

また、第 6 条「禁止」第 3 項には、締約国は、第 2 条から第 4 条までに定義された兵器の「移転について許可を与えようとする時において」、ジェノサイド、人道に対する罪、1949 年のジュネーブ諸条約に対する重大な違反行為、民用物もしくは文民として保護されるものに対する攻撃、または自国が当事国である国際合意に定める他の戦争犯罪の「実行に使用されるであろうことを知っている場合には、当該移転を許可してはならない」と記されている。ただし、第 6 条第 3 項の戦争犯罪は、とりわけ国際的性質を有しない武力紛争に関しては限定的に解釈できるものになっている⁽¹⁶⁾。また、どのような状況をもって締約国が上記を「知っている」と見做すのかについても、解釈の余地がある⁽¹⁷⁾。

この条項に続く第 7 条「輸出及び輸出評価」第 1 項には、締約国が第 2 条から第 4 条までに定義された兵器の「輸出」に許可を与えるか否かを判断する際に適用する基準が示されている。そして、この項には、武器が国際人権法や国際人道法の重大な違反の実行や

助長に使用される可能性や、輸出国が当事国であるテロリズムや国際組織犯罪に関する国際条約または議定書に基づく犯罪を構成する行為の実行や助長に使用される可能性と並んで、「平和及び安全に寄与するか、またはこれらを損なう」（would contribute to or undermine peace and security）可能性という許可基準が記されている。そのうえで、第7条第3項では、第7条第1項に盛り込まれた基準に照らしていずれかの「否定的な結果」（negative consequences）を生ずる「著しいリスク」（overriding risk）が存在すると締約国が判断する場合は、その締約国はその兵器の武器輸出を許可してはならない、としている。

第7条第3項の文言を「重大なリスク」（significant risk）といった表現ではなく「著しいリスク」（overriding risk：この日本語訳は外務省によるものであるが⁽¹⁸⁾、overridingには「～を上回る」といった意味もある）とすることは、条約交渉中にアメリカが強く要求し、最終的にこの表現が条文に盛り込まれた。さらに、第7条第1項には、「平和及び安全」（peace and security）とは何の平和と安定を意味するのかが明記されていない。国際の平和と安定とも解釈できるが、輸入国あるいは輸出国の平和と安全保障（security）と解釈することもできる。したがって、例えば、兵器の輸出許可申請に対して、締約国である輸出国が第7条第1項に規定された審査を行い、それらの「否定的な」（negative）帰結が当該兵器の輸出による「我が国（輸出国）の平和と安全保障」への寄与を凌駕するほど圧倒的な（overriding）リスクであるとはいえないと判断した場合は、輸出を許可してよいものとして、限定的に条文を解釈する余地が生じた。

第8条「輸入」、第9条「通過または積替え」、第10条「仲介」には、「……することができる」、「適切な措置をとる」、「必要なときに」、「必要かつ実行可能な場合には」、「その措置には、……を含めることができる」など、締約国の裁量の余地が大きい文言が多数挿入されている。この結果、第8条から第10条までの規制内容は、「あらゆる側面における小型武器非合法取引の防止、除去、撲滅のための行動計画」⁽¹⁹⁾や2001年の「銃器並びにその部品及び構成品並びに弾薬の非合法的な製造及び取引の防止に関する議定書」⁽²⁰⁾で合意された輸入、通過、積替え、仲介の規制よりも弱くなっている⁽²¹⁾。

第13条「報告」は、各締約国は、第2条第1項の規定の対象となる通常兵器の前暦年における許可されたまたは実際の輸出及び輸入に関する報告を事務局に提出するとしている。ただし、第3条の弾薬類や第4条の部品・構成品の輸出入情報や、通過や積替え、仲介に関する情報を報告に記載する義務はない。報告に掲載すべき具体的な情報のレベルも明記されていないため、非常に簡素な内容でも構わないことになる。また、締約国の報告に含める情報の種類について、「国連軍備登録制度」⁽²²⁾を含む、関連の国連の枠組みに提

出した同一の情報を含めることができる (may)」という一文が挿入されているが、これは義務ではない。さらに、そもそも国連軍備登録制度の報告書に記載することになっている情報は雑多なものである。加えて、第 13 条には、各締約国は「商業上機微な」(commercially sensitive) 情報や「国家安全保障に関わる」情報を報告書から除外することができる」とされているが、どのような情報を「商業上機微」あるいは「国家安全保障に関わる」と見做すのかの判断は、締約国の裁量に委ねられる。

(3) 第 1 回締約国会議の争点

2015 年 8 月 24 日から 27 日にかけて、メキシコで第 1 回 ATT 締約国会議 (CSP) が開催された。この会議では、今回及び今後の締約国会議の手続規則や資金拠出方法、条約事務局の場所や次回締約国会議の議長など、様々な事項について協議されたが、なかでも特に論争を呼んだのが、武器輸出入に関する報告書のテンプレートの問題であった。

報告書テンプレートについては、CSP のための準備会合を通じて、スウェーデンが取り纏めを担うことになり、CSP に向けた議論の過程で何度か草案が作成されていた。しかし、その内容は条約との整合性等の面で問題が指摘され、さらに調整プロセス自体の不透明さが指摘されるなどして、論争が続いた。そして、CSP の最終日に新たに提案された草案⁽²³⁾についても、ATT 第 2 条の規制対象である小型武器・軽兵器の全てについて報告を促すものとはいえないなど、条約との整合性の問題が指摘された。また、この草案は兵器の輸出入に関して数量で報告するか価格で報告するかを各国が兵器カテゴリーごとに別々に選択できる様式になっており、各国が報告したデータの比較・対照を著しく困難にするものであることは明らかであった。

とりわけ、大きな争点になったのは、各国の報告書を公開するか否かであった。ATT の第 13 条には、報告書について、「閲覧ができるものとし、事務局が締約国に配布する」(shall be made available, and distributed to States Parties by the Secretariat) と記されている。

2013 年 3 月の ATT 最終交渉会議中に、この表現に関しては、最終草案の段階で、“shall be made available”の後にカンマが入った。このカンマの意味については、交渉会議場にいた多くの ATT 推進国関係者のなかで、報告書が締約国だけでなく一般に閲覧可能にすることを意味するとの解釈が共有されていたが、曖昧さが残る表現であった。CSP の最終日に提案されたテンプレート草案は、「輸出に関する年次報告書」及び「輸入に関する年次報告書」のそれぞれについて、各締約国が一般公開の可否を選択できるチェック・ボックスが設けられていた。これは、締約国はそれぞれの報告書を公開しなくてもよいこと

を意味する。

加えて、先述のように、ATT 第13条には、各締約国は「商業上機微な」情報や「国家安全保障に関わる」情報を報告書から除外することができるかとされていたが、CSPの最終日に提案された草案は、輸出入の報告書のなかの「商業的に機微なあるいは国家安全保障に関わる情報を除外したか否か」のチェック・ボックスにチェックを入れるかどうかは任意とされた。これは、当該理由により各締約国が報告書から除外した情報があること自体を明らかにしなくてもよいことを意味する。

結局、CSPの参加国は、このテンプレート草案を採択せずに「留意する」(take note)ことに合意したうえで、2016年にワーキング・グループ会合を開催するなど、今後のプロセスのなかで検討を加えると決定した。しかし、締約国は、自国の輸出入に関する報告書を、2016年の第2回締約国会議開催よりも前の同年5月31日に提出しなければいけない。現在のところ、各国の報告書で使用される様式や、全ての国の報告書が公開されるか否かに関する見通しは不透明である。

3 武器移転規制の目的

そもそも人間はなぜ武器移転を規制しようとするのか。ATT構想にはどのような目的があったのか。本節では、これまでの歴史のなかで武器移転規制が試みられた際に掲げられた目的（あるいは史料に基づき推定される目的）を類型化することで、ATT構想の目的の特徴を浮き彫りにしたい。なお、ATTが移転のなかでもとりわけ輸出の規制を主旨としていることに鑑み、本節で扱う事例は集団の外部への武器移転の規制に限定する。

(1) 過去の規制目的の類型

歴史上、人間はほぼ常に何らかの武器を使用し、集団間の武器移転の規制を幾度となく試みてきた。そして、単独集団による、あるいは集団間の合意による武器移転規制にあたり掲げられる目的は、主に安全保障上の目的、道徳的・倫理的目的、経済的目的に分類できる⁽²⁴⁾。なお、これら3つの目的は必ずしも相互に排他的なものではない。

まず、第1点目の安全保障上の目的には、いくつかの種類がみられる。例えば、古代ギリシアの都市国家やローマ帝国による移転規制をはじめ⁽²⁵⁾、武器を生産するために必要な資源や技術が限られていた時代（とりわけ産業革命前）の移転規制については、資源・技術や武器の流出を阻止して、自集団が保有する武器の質や数を確保する目的が推定される。このタイプの規制は、自集団の武器の質・数の確保という目的の性質ゆえに、他集団との合意という形態をとらずに個々の集団による単独の措置として行われる傾向がみられる。

この他の安全保障上の目的としては、自集団（あるいは合意に参加する複数の集団）と対立関係にある集団への武器移転を阻止したり、そうした集団に対する武器製造技術のレベルや保有兵器のレベルの優越性を維持したりする目的が挙げられる。このような目的を掲げた規制は歴史上広範にみられ、例えば、11～13世紀の十字軍遠征の時代に、カトリックの公会議においてサラセン（イスラム教徒）への武器移転禁止が決定された事例や、イングランド王国とフランス王国による100年戦争（1337-1453年）期の1370年に、イングランド王国のエドワード3世とフランドル諸都市が、イングランド王国と対立関係にあったフランス王国とカスティリヤ王国に対する武器移転禁止に合意した事例⁽²⁶⁾、リヴォニア戦争（1558-1583年）の頃にポーランドとリヴォニア、ハンザ諸都市がロシアに対する武器移転を禁止した事例⁽²⁷⁾、1890年に当時アフリカへの進出を進めていた列強諸国が、抵抗する（あるいは抵抗する可能性がある）アフリカの人々への武器移転を阻止すべく条約に合意した事例、冷戦期のCOCOMによる共産圏諸国に対する軍事技術・戦略物資の移転規制などが該当する。このタイプの規制は、単独集団による規制から複数の集団の合意（あるいは複数の集団に跨る権威の決定）による規制まで様々である。そして、複数の集団がこのタイプの規制に合意する際には、武器移転を阻止ないし制限すべき対象の集団に関する認識が共有されている必要がある。

第2点目の道徳的・倫理的目的は、単独集団による措置であれ複数の集団の合意によるものであれ、集団が武器移転を規制する際に頻繁にみられる。例えば、日本の武器輸出三原則（等）は平和国家としての理念に基づくものとして提示された。また、後述するように、十字軍遠征の時代のイスラム勢力に対する武器移転禁止にあたっては、キリスト教世界の回復・解放が唱えられたし、1890年の対アフリカ武器移転規制条約が合意された頃には、奴隷制・奴隷貿易を根絶してアフリカに「文明」をもたらす「白人の責務」が掲げられた。

第3点目の経済的目的は、1990年代以降の規制に特徴的なものといえる。例えば、先述のEUやOSCEでの合意形成においては、参加国内で厳格な規制を採用している国の政府や防衛産業関係者が、経済的目的を掲げる傾向がみられた。彼らは、規制が緩い国の防衛産業に比べて自集団の防衛産業が不利にならないように「平等」な貿易ルールを創設することを訴えた。また、合意に参加する国々の武器移転に関する制度や手続きをできるだけ均一化することによって、各国政府の移転可否判断の予見可能性を高めるとともに、武器移転に際して企業に発生する貿易実務を簡素・円滑にする必要性も掲げられた。この種の目的は、必然的に複数の集団の合意による規制にみられ、合意形成に参加する集団のなかでも武器移転規制が厳格な一部の集団によって掲げられる傾向があるといえよう。

（2）ATTの目的とは

それでは、これら3つの目的に照らし合わせた場合、ATT交渉に際して掲げられた目的はどのように分類できるだろうか。

第1点目の安全保障上の目的意識は、ATTの交渉過程においては強く示されなかった。まず、近年は、産業革命前に比べて武器製造のための資源や技術がそれほど希少ではないため、自国に必要な資源や技術を確保するために他国への移転を規制する必要性は低下しており、この目的は掲げられなかった。また、ATT構想を提唱した人々は、自集団と対立関係にある集団への武器移転を阻止ないし抑制するという観点とは若干異なり、国際の平和と安全や人間の安全保障を脅かす行為に使われる「リスク」が高い人々への武器移転を阻止するという観点から移転規制を訴えた。そのような議論においては、概して「南」への移転の「リスク」が問題視される傾向がみられたとはいえ、武器移転を阻止ないし制限すべき対象の集団を具体的に特定するアプローチは提唱されなかった。彼らは、国際の平和と安定や人間の安全保障を脅かす「リスク」が高い場合に移転を許可すべきでないことを訴えたが、個別事例に関するリスク判断は各国が行うことを想定していた。

次に、ATTを推進したアクターは、第2点目の道徳的・倫理的な目的意識を強調した。彼らは、無責任な武器輸出が国際の平和と安定や人間の安全保障を脅かすと主張するにあたり、移転された武器が紛争の激化・長期化や人権侵害、国際人道法の重大な違反などを助長していることを強調し、その問題に対処すべき道徳的・倫理的な責任を訴えた。とりわけNGOは、移転先でそのような状況をもたらす「リスク」が高い場合には武器輸出を許可しないと「人道的でグローバルな規範」を形成するべきだと論じ、ATT構想を推進した。

最後に、第3点目の経済的な目的意識は、ATT交渉の過程においても表明されていた。とりわけヨーロッパ諸国間では1990年代にATT構想に似た内容の文書が合意されていたため、ヨーロッパの政府や防衛産業のなかには、他地域の国にもヨーロッパ並みの規制が課されれば、規制の平準化により貿易が円滑になり、かつ、自国の防衛産業の不利な立場を解消することができるだろうという期待がみられた。

つまり、ATTの交渉過程においては、第1点目の安全保障上の目的は曖昧な形で示され、第2点目の道徳的・倫理的な目的意識が強調され、第3点目の経済的目的は一部の交渉参加国の政府・防衛産業の関係者にみられたといえる。

4 ATTの目的と秩序構想

ATTを推進した人々は、なぜ上述の目的意識を示したのだろうか。本節では、これま

での歴史のなかで武器移転規制について多くの集団間で合意されたり、多くの集団に跨る権威により規制が命じられたりした3つの代表的な時代において、武器移転規制の背景にある論理が、その規制を提唱した人々が描いた自集団内及び集団を超えた秩序構想に整合的であったことに着目する。そして、先述のATTの目的を、規制を推進した人々が抱いていた秩序構想のなかに位置付けて理解することを試みる。

(1) 武器移転規制と秩序構想

武器をめぐる規制に合意することは、「不適切・非合法」な領域を創出することだとイメージされがちであるが、それは同時に「適切・合法」な領域を形作るものでもある。そして、この2つの領域は同じロジックに基づいて表裏一体で形成されるものである。例えば、武器の移転規制のための合意は、「不適切」と見做される移転を「非合法」化する試みであるが、それは必然的に規制の対象から外れる「適切・合法」な移転の領域を生み出す。また、特定の兵器を「非人道兵器である」などに見做して使用等を「非合法化」する試みは、そうした兵器以外の兵器を「非人道的ではない普通の兵器」と見做すことを意味する。さらに、「不適切」な暴力や「非人道的」な戦い方を特定して「非合法」化する取り組みは、同時に「適切・合法」な暴力や戦い方を規定するものである。したがって、武器をめぐる規制を論じる際には、「不適切・非合法」な領域と「適切・合法」な領域の形成を一体のものとして捉えなければ、規制の背景にある論理を十分に理解することはできない。

武器移転の規制について多くの集団間で合意されたり、多くの集団に跨る権威が規制を命じたりしたことが明らかになっている時代は、次の3つの時代——12世紀から13世紀頃のヨーロッパ、19世紀後半から20世紀初頭の列強諸国、そして1990年代以降——に集中している⁽²⁸⁾。そして、これらの時代の武器移転規制の目的を、武器をめぐる「不適切・非合法」と「適切・合法」の境界をめぐる提示されたより幅広い論理のなかに位置付けると、その論理は、規制を試みた人々が描いた秩序構想に調和していたことが考えられる。もちろん、同時期に規制を試みた人々が全く同一の構想を共有していたとは限らないが、複数の構想が重なり合う部分に整合的な形で移転規制の目的が設定されたといえる。

(2) 中世ヨーロッパ：対サラセン武器移転禁止

多くの集団に跨る権威により規制が命じられた時代としてまず挙げられるのは、中世ヨーロッパである。

当時は、ウルバヌス2世(在位1088-1099年)が1095年のクレルモン公会議において

「神の御心のままに」キリスト教徒がサラセン(イスラム教徒)との戦いに参加すれば罪が赦免され靈魂が救済されると論じるなど、サラセンに占領・支配されたエルサレム奪還のための戦いが正しく聖なるものとして正当化され、十字軍の形成と参加が呼びかけられた⁽²⁹⁾。

そのような時代に、カトリックによる1179年の第3ラテラン公会議、1215年の第4ラテラン公会議、1245年の第1リヨン公会議、1274年の第2リヨン公会議で行われた決定では、サラセンに対する武器や鉄や木材の移転を禁止し、そのような移転を行う者を「異端」と見做して罰したりする旨が述べられた⁽³⁰⁾。ここでは、サラセンに対して武器を渡す行為はキリスト教教的ではないとされたが、キリスト教徒に対して武器を移転することは問題視されず、キリスト教徒が武器を手にしてサラセンと戦うこと自体は正当化された。

一方で、カトリックの権威及び世俗の諸侯は、「われわれ」による暴力を無条件に正当化したのではなく、「われわれ」の戦いの「正しさ」を確保することを様々な形で試みた。

例えば、1095年のクレルモン公会議では、当時の教皇ウルバヌス2世が聖職者や女性などに対する攻撃を禁止したと言われており⁽³¹⁾、同様の禁止は1179年の第3ラテラン公会議での決定にも盛り込まれた⁽³²⁾。同時に、ウド・ヘインが論じるように、この時代は、各地の世俗の諸侯も、それぞれの勢力圏内における「私的」暴力を取り締まるべく「法」を整え、その違反に対して処罰等を行う制度を整備した⁽³³⁾。そして、「非合法」な暴力と「公的」で「正当」な暴力を分離し、対内的・対外的暴力の正当な権威たることを追求する聖俗様々の試みは、「戦争における正義」(*jus in bello*)と「戦争への正義」(*jus ad bellum*)に関する1100年代のヨハネス・グラティアヌスや1200年代のトマス・アクィナスの論議に影響を与えたとともに、主権国家形成の制度的な伏線となった⁽³⁴⁾。

また、特定の兵器の使用を禁止する動きも、カトリックの権威と世俗の権威の双方にみられた。まず、カトリックの権威の側は、1139年の第2ラテラン公会議での決定にみられるように、クロスボウ(crossbow)と弓矢(archer)を「神が憎む」非キリスト教的な兵器と見做して、キリスト教徒に対する使用を禁止した⁽³⁵⁾。世俗の権威の側も、自身の身体を危険に晒すことなく遠くから相手を射る恥ずべき(騎士道に反する)兵器と捉えたり、傭兵や低い階級の人々がクロスボウを用いて騎士階級の人々を簡単に倒せるようになると対内的秩序が脅かされると懸念するなどして、これらの兵器を問題視した⁽³⁶⁾。

以上のことから、サラセンに対する武器等の移転禁止は、エルサレムを占領・支配するサラセンに対する戦いを正しく聖なるものとして絶対的に正当化し、キリスト教世界を回復・解放しようとする構想や、聖俗様々の権威がそれぞれの勢力圏内における「私的」暴力を抑制して対内的秩序を確立・維持し、対外的な暴力を行使する正当な権威たろうとし、

「われわれ」の戦いが「正しく」行われることを追求しようとする試みが交錯するなかに置かれていたといえよう。この時代の移転規制にみられる、対立関係にある集団への武器移転を阻止するという安全保障上の目的や、キリスト教世界の回復・解放という倫理的・道徳的な目的は、当時の様々な権威による対内・対外秩序の構想と調和していた。

(3) 19世紀後半から20世紀初頭：対アフリカ武器移転禁止

時代を下り、ATTの雛形とも位置付けられる「アフリカの奴隷貿易に関するブリュッセル会議一般協定」(以下、ブリュッセル協定)⁽³⁷⁾が締結された19世紀末をみてみよう。

1890年に締結されたブリュッセル協定は、アフリカの北緯20度線から南緯22度線までの地域への銃器と弾薬の移転を原則禁止した。また、この時代は、1868年のサンクト・ペテルブルク宣言(重量400グラム未満の発射物で、炸裂性のもの、または爆発性もしくは燃焼性の物質を充填したものの使用を放棄するとの宣言)⁽³⁸⁾や1899年のダムダム弾禁止宣言⁽³⁹⁾などによって、「非人道兵器」の使用等を禁止する合意が形成された時期でもあった。さらに、この時期は1864年のジュネーブ条約(戦地の軍隊における傷者の状態改善に関する条約)⁽⁴⁰⁾の締結や赤十字運動の興隆、1899年及び1907年のハーグ陸戦条約(陸戦の法規慣例に関する条約及びその附属書)⁽⁴¹⁾の締結に代表されるような「戦争の人道化」が進んだ時期であった。

ただし、当時の論議においては、条約交渉に参加する主体は「自律した理性的な人間」が運営すると考えられた国家(「文明国」)に限られるという前提があった⁽⁴²⁾。したがって、「非人道兵器」の禁止や「戦争の人道化」の合意は、「文明国」間のルールとして提唱されたのであって、例えばアフリカの人々による戦闘は規制対象として想定されていなかった。そして、「文明的」で「人道的」な戦闘ルールは、主権国家を運営する「文明的」であるはずの人々が「人間的」に戦闘を行うよう誘導・統制し、戦場から感情的・非合理的・非効率的で過剰な暴力を排し、「我々」の側(とりわけ大衆)の道徳を育成し退廃と野蛮化を防ぐ試みとして位置付けられていた⁽⁴³⁾。

このような「文明国」がアフリカに進出する過程で合意されたブリュッセル協定の交渉過程においては、アフリカの人々は概して自律した理性的な人間ではなく、国家を運営することができず、内部紛争を繰り返し、奴隷狩りを行い、悪しき奴隷貿易に加担している野蛮な人々と捉えられた。そして、そのような彼らを「文明国」が効率的に保護して導くべしとの論に依拠して、アフリカの人々に対する武器移転の原則禁止が合意されたのである。それゆえ、協定の交渉にあたっては、列強によるアフリカ進出と「効果的な統治」のために必要な武器の移転は禁止対象とされなかった一方で、移転された武器を公営倉庫で

保管し、武器の個人所有を制限し、個人に所有される武器を刻印・登録するなど、武器が「文明の基準を満たさない人々」の手に渡らないようにするための規制が盛り込まれた。

さらに、この時代の「文明国」においては、主権国家が最高の意思に基づいて行う戦争は正当であり戦時国際法の許容する範囲で武力行使を行うことができるとする「無差別戦争観」が浸透していた⁽⁴⁴⁾。それゆえ、「文明国」を形成する能力がないと見做されたアフリカの人々に対する武器移転の規制が試みられた一方で、戦時国際法の許容範囲内で「文明的」に戦うはずであるとされた主権国家への移転は問題視されにくかった⁽⁴⁵⁾。

以上のことから、当時のブリュッセル協定は、「野蛮で文明のルールに合意する能力もない」と見做されたアフリカの人々による暴力の正当性を否定し、列強諸国がアフリカに進出しアフリカの人々を保護し彼らの道徳的・肉体的墮落を防ごうとする一方で、「文明国を形成している我々」の戦争を正当化し、「我々」の側の人々の道徳性や文明性を維持・向上させ、「我々」の戦争から非合理的・非文明的で過剰な暴力を排除しようとする構想のなかに位置付けられていたといえよう。この時代の移転規制にみられた、列強の支配に抵抗する可能性のあるアフリカの人々への武器移転を阻止するという安全保障上の目的や、奴隷制・奴隷貿易を根絶してアフリカに「文明」をもたらす「白人の責務」といった道徳的・倫理的目的は、この構想に調和していた。

（4）1990年代以降：「リスク」の評価

それでは、1990年代以降の武器移転規制は、どのような構想のなかに位置付けられるであろうか。この時代には、ヨーロッパ諸国を中心にした国々やNGOなどが、国際人権法や国際人道法などに関わる共通基準に基づいて個々の移転の可否を判断するアプローチを提唱し、これがATTをはじめとする合意に一定程度反映された。また、この時期には、国家やNGOなどのアクターが「非人道兵器」の規制を提唱し、1997年に「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」⁽⁴⁶⁾が、2008年に「クラスター弾に関する条約」⁽⁴⁷⁾が、それぞれ合意された。

そして、旧植民地が独立した後の時代に形成されたこれらの条約には、欧米諸国だけでなく「南」の国々も独立した主体として加わっている。また、1990年代以降の移転規制アプローチは、特定の国や地域への移転を禁止するのではなく、共通基準に基づき全ての移転についてリスク評価を行うことを前提にしている。

ただし、1990年代以降の通常兵器の移転規制は、通常兵器の移転が主に「南」における「新しい戦争」を激化・長期化させ、「南」の開発に悪影響を及ぼし、「人間の安全保障」を脅かすと思われ問題視されるなかで形成された。国連等における（主に「北」の政府

関係者による) 政策論議や、NGO や研究者の議論において、「南」における「新しい戦争」は、民間人に対する残虐行為が行われ、テロ、組織犯罪、過激なイデオロギーを世界に拡散させるものと見做された⁽⁴⁸⁾。それゆえ、「新しい戦争」の合理性・正当性は強く懷疑され、「南」の人々は国際的脅威の源泉となる「リスク」が高い存在と位置付けられた。そして、こうした状況に対処するため、国際社会は「南」において「適切」な統治能力を有し社会的緊張を管理できる政府を形成・維持したり、人々の心理や社会的関係のレベルから平和的な社会を構築したりすることに寄与すべきだと論じられた⁽⁴⁹⁾。また、「新しい戦争」論は、それに対比した際の「北」の(あるいは「古い」)戦争を、国際人道法に反する行為が発生するリスクが低いものとして想像させる側面を有していた⁽⁵⁰⁾。

したがって、この時代において通常兵器の移転許可基準を設ける形の規制を提唱した人々が、「リスク」が高いため移転を控えるべきケースとして念頭に置いていたのは、主に「南」への移転であった。また、移転許可基準に基づく規制が推進され始めた1990年代当時の輸出国の多くは、「北」の国々であった。こうしたことから、移転許可基準というアプローチは全ての国に向けた移転を対象にするものではあるが、主に「北」の政府が「南」の国への移転の是非を判断することを想定して提案されたといえよう⁽⁵¹⁾。その一方で、ATTの交渉過程においては、「北」の国々への移転は問題視されない傾向にあった⁽⁵²⁾。

ただし、「北」の戦争を「リスク」が低いものとして想像し、「北」の国々への武器移転を問題視しない見方は、他方で「北」の戦争の「正しさ」をめぐる問いや、「北」の戦争の「正しさ」を確保しようとする試みを伴ってきた。例えば、アフガニスタンやイラクなどにおけるアメリカ軍等による「誤爆」は欧米メディアなどによって問題視されてきたし、対人地雷やクラスター弾は「北」の国々も使用していた兵器であった。また、軍事目標をより正確に特定して攻撃するはずであるとされる精密誘導兵器や無人兵器システムの開発や配備は、より「人道的」な戦いを志向するものとして正当化され追求されてきた。

アメリカやヨーロッパ諸国などがATTに類似する合意を形成した1990年代初頭には、民主主義と自由主義経済が「勝利」したとみられ、これらに基づく国際秩序への期待や希望が高まっていた。一方で、イラクによるクウェート侵攻時に使用された武器の多くが欧米諸国から輸入されたものであった事実は、国際秩序の主軸を担うはずの「我々」の武器輸出がその秩序を脅かす可能性や規制の必要性を欧米諸国に認識させるものとなった。

加えて、1990年代以降の国際政治学や安全保障研究においては、「南」の国々において個々の「人間」の安全が必ずしも保障されない問題に向き合うべきであると論じられ、そのための重要なアクターの1つとして、NGOをはじめとする非国家の主体によって構成される「グローバル市民社会」に大きな期待が寄せられた⁽⁵³⁾。そして、「グローバル市民

社会」の関与のもとでの「グローバルな規範」の形成を通じた「人間」の解放を実践することが、コスモポリタンな世界秩序への移行に寄与する可能性がある」と論じられた⁽⁵⁴⁾。ATT 構想を提唱した「コントロール・アームズ」は、1997年の対人地雷禁止条約の形成過程で「地雷禁止国際キャンペーン」(ICBL)が果たした役割が称賛され「グローバル市民社会」の可能性への期待が高まった2000年代初頭に、欧米諸国に拠点を置くNGOが中心となって立ち上げた巨大キャンペーンの1つであった。そして、「コントロール・アームズ」も「南」の武力紛争や暴力を問題視し、それを防ぎ平和と安定を確保する側であるべき「北」の輸出国の倫理を問い、規制を求めた。

移転許可基準アプローチは、1990年代前半に民主主義と自由主義経済に基づく国際秩序への期待や希望が高まり、それを担うに相応しいはずの「我々」の倫理が問われるなかで形成された。そして、ATT交渉は、「グローバル市民社会」が世界秩序にもたらす変容への期待を原動力として展開された。ATTの形成は、これらの構想の共通項——「南」の武力紛争や暴力は「人間」の安全や国際の平和と安定にとって脅威であり、「国際社会」が取り組むべき課題であるという点——に整合的であったからこそ、支持を集めたともいえよう。ATTという、武器をめぐる一つの局面(国際移転)の規制は、1990年代以降に規制を提唱した人々が武器に関して形成を試みた「不適切・適切」と「非合法・合法」の境界をめぐる幅広い論理のなかに位置付けられており、規制を推進した諸アクターによる様々な秩序構想が交錯した点に調和していたと考えられる。

5 ATTの課題

ATTの目的は、果たして達成されるのだろうか。本節では、条約交渉段階で掲げられた目的に照らし合わせて、この条約の課題を考察する。

先述のように、ATT交渉にあたっては、安全保障上の目的が曖昧に示され、道徳的・倫理的目的が強く示されたが、この目的達成の成否を測ることは難しい。まず、ATTにおいては、12-13世紀の規制や19世紀末の規制にみられたような「共通の敵」が特定されていない。ATT構想を推進した人々が、概して「南」の紛争や人権侵害を問題視したとはいえ、彼らが想定した「南」は紛争が多発し人権が侵害され低開発に苛まれる場としての漠然としたイメージにすぎない。彼らが提唱したのは、武器の入手を阻止ないし抑制すべき国や集団をあらかじめ明確に指定するものではなく、「共通の敵」を特定できないという前提に基づき、「北」か「南」かにかかわらず全ての国に対する武器移転の「リスク」を共通の許可基準に基づいて審査するアプローチであった。そして、このアプローチは、最終的には各国にリスク判断を委ねるものであるため、リスクの有無や程度の判断に

主観が入り込む余地がある。したがって、ある国に対する輸出の可否について、各締約国が異なる判断を下す可能性がある。

さらに、ATT 構想に対しては、中東諸国をはじめとする国々から、「北」の「持てる国」にとって都合が良い差別的な施策を道徳的・倫理的に正当化するものだとの批判がみられた。そして、それらの国々との交渉を経て形成された条約には「抜け道」が多く残されたうえ、そうした国々が条約に加盟する可能性は低い。また、そうした国々が仮に将来 ATT に加盟したとしても、個々の移転の是非に関する輸出許可基準に基づいた判断が、ヨーロッパ諸国による判断と同様になるとは限らない⁽⁵⁵⁾。

加えて、ATT が安全保障上の目的及び道徳的・倫理的目的に資するといえるのかを検討するのであれば、個々の移転の可否判断の妥当性を評価する必要が生じる。しかし、CSP で「留意」された武器輸出入報告書テンプレートの草案によれば、締約国は報告書を一般公開しなくてもよい。仮に公開したとしても、「商業的機密」にあたるなどとして報告書から削除した情報があるか否かを明らかにする必要もない。要するに、安全保障上の目的及び道徳的・倫理的目的に照らして ATT を評価しようとしても、そもそも評価の基礎となる情報すら入手できない可能性が存在するのである。

次に、経済的目的のうち、貿易の平準化や円滑化については、これまで武器貿易の管理制度を整備していない国が ATT に加盟すれば、多少は進展するかもしれない。しかし、現在の ATT 締約国の大部分は、すでに移転許可基準を含む地域的な文書に合意している EU や東アフリカ、西アフリカ等の諸国をはじめ、ATT に加盟しても自国の法律を大きく変える必要がない国ばかりである。この他には、カリブ共同体諸国の加盟が進んでいるが、この地域では軍を持たない国も多く、武器の輸出入量も非常に少ないため、新たに管理制度を整備してもそれによって規制される武器移転の件数は少ない。さらに、上述のように、中国・ロシアや、ATT 採択時に反対あるいは棄権した国々には、この条約に加盟する動きが見られない。こうした国のなかには、すでに武器を輸出している国や、将来的に輸出国に転じる可能性がある国も多数含まれている。したがって、ATT は完全に「平等」な貿易ルールとしても機能しえないだろう。

6 おわりに

本論文では、これまでの歴史における武器移転規制の目的を分析したうえで ATT 交渉にあたり掲げられた目的の特徴を浮き彫りにした。そして、各時代における武器をめぐるより幅広い論理の総体や、そこに垣間見える秩序構想のなかに移転規制を位置付けることにより、移転規制が試みられる背景を考察した。しかし、ATT 交渉にあたり掲げられた

目的の大部分は、達成の成否を測ることすら難しいか、あるいは達成が困難である。そして、このような実施段階の課題は、ATT を推進したアクターが描いた秩序構想の実現が困難であることを示すものといえるだろう。

ただし、本論文において取り扱った地域や時代は限定的である。大量破壊兵器をめぐる規制については考察が及んでいないし、多くの集団による移転規制の事例は限られているとはいえ、COCOM による規制と国連安保理決議による武器禁輸は取り扱っていない。より幅広い地域や時代の事例を通史的に考察し、考察の対象とする兵器の幅を広げる作業を通じて、本論文の考察を再考し補完していくことが今後の課題である。

注

(1) UN Doc. A/67/L.58. The Arms Trade Treaty. 正式な記録上は、賛成 154 か国、反対 3 か国（イラン、北朝鮮、シリア）、棄権 23 か国で採択された。棄権した国は、アンゴラ、イエメン、インド、インドネシア、エクアドル、エジプト、オマーン、カタール、キューバ、クウェート、サウジアラビア、スーダン、スリランカ、スワジランド、中国、ニカラグア、バーレーン、フィジー、ベラルーシ、ボリビア、ミャンマー、ラオス、ロシアである。また、アルメニア、ウズベキスタン、カーボヴェルデ、キリバス、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ジンバブエ、赤道ギニア、タジキスタン、ドミニカ共和国、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナムは表決に参加しなかった。棄権とされたアンゴラと、不参加とされたカーボヴェルデは、表決後に事務局に賛成するつもりであったと伝えた。したがって、実際は賛成 156 か国、反対 3 か国、棄権 22 か国、不参加 12 か国であったといえる。

(2) 締約国については、以下の国連軍縮部（UNODA）のウェブサイトを参照。
<http://disarmament.un.org/treaties/t/att>（2015年12月14日アクセス）。

(3) Laurance [2011] p.37.

(4) Guidelines for Conventional Arms Transfers. Communique Issued Following the Meeting of the Five in London, October 18, 1991.

(5) Conclusions of the Presidency: Declaration on Non-Proliferation and Arms Exports. European Council Meeting in Luxembourg, June 28-29, 1991.

(6) Conclusions of the Presidency: Non-Proliferation and Arms Exports. European Council Meeting in Lisbon, June 26-27, 1992.

(7) 例えば、EU で合意された「武器輸出に関する EU 行動規範」（European Union Code of Conduct on Arms Exports, June 5, 1998）、OSCE で合意された「通常兵器の移転に関する原則」（Principles Governing Conventional Arms Transfers, November 25, 1993）

や「小型武器・軽兵器に関する OSCE 文書」(OSCE Document on Small Arms and Light Weapons, November 24, 2000) が挙げられる。

(8) The Wassenaar Arrangement on Export Controls for Conventional Arms and Dual-Use Goods and Technologies.

(9) Best Practice Guidelines for Exports of Small Arms and Light Weapons, December 11-12, 2002.

(10) 例えば、大湖地域及びアフリカの角地域諸国による「小型武器・軽兵器に関するナイロビ宣言及びナイロビ議定書の実施のためのベスト・プラクティス・ガイドライン」

(Best Practice Guidelines for the Implementation of the Nairobi Declaration and the Nairobi Protocol on Small Arms and Light Weapons, June 21, 2005)、中米統合機構

(SICA) で合意された「武器、弾薬、爆発物、及びその他関連物資の移転に関する中央アメリカ諸国行動規範」(Code of conduct of Central American States on the Transfer of

Arms, Ammunition, Explosives and Other Related Material, December 2, 2005)、西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) で合意された「小型武器・軽兵器、弾薬及びその他

関連物資に関する ECOWAS 条約」(ECOWAS Convention on Small Arms and Light Weapons, Their Ammunition and Other Related Materials, June 14, 2006)、中央アフリカ諸国が合意した「小型武器・軽兵器、その弾薬、及びそれらの製造・修理・組立のため

に使用されうる部品・構成品を規制するための中央アフリカ条約」(Central African Convention for the Control of Small Arms and Light Weapons, Their Ammunition,

Parts and Components that Can Be Used for Their Manufacture, Repair and Assembly, April 30, 2010) などが挙げられる。

(11) 地域の枠を超えた「グローバル」な合意を求める動きは 1990 年代から存在していた

が、それを提唱する国々や NGO が合意形成のための具体的活動が活発化したのは、2000 年代に入ってからのものであった。

(12) 同時期にグローバルな合意の形成を模索した他のイニシアティブに関しては次を参照。榎本 [2015a] 107-109 頁。

(13) UN Doc. A/RES/61/89. Towards an Arms Trade Treaty: Establishing Common International Standards for the Import, Export and Transfer of Conventional Arms.

(14) 榎本 [2014]。

(15) より詳しい解説は次を参照。榎本 [2015a] 136-144 頁。

(16) 榎本 [2015a] 139-141 頁。

(17) Bellal [2014] p.462.

- (18) 外務省 [2014]。
- (19) UN Doc. A/CONF.192/15. Programme of Action to Prevent, Combat and Eradicate the Illicit Trade in Small Arms and Light Weapons in All Its Aspects.
- (20) Protocol against the Illicit Manufacturing of and Trafficking in Firearms, Their Parts and Components and Ammunition, Supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime, May 31, 2001.
- (21) Parker [2013a] ; Parker [2013b] p.3.
- (22) 1991年の国連総会決議(UN Doc. A/RES/46/36L. Transparency in Armaments)に基づいて翌年に設立された。基本的に、重兵器を中心とする7カテゴリーの通常兵器について、報告年前年の移転数や移転相手国といった情報を各国が国連事務局に自発的に報告する制度である。
- (23) The Arms Trade Treaty Provisional Template: Annual Report in Accordance with Article 13(3) - Exports and Imports of Conventional Arms Covered under Article 2 (1) (ATT/CSP1/2015/WP.4/Rev.2) , 27 August 2015.
- (24) この分類にあたっては、次の文献を参照した。榎本 [2015b] ; Krause & MacDonald [1993] .
- (25) Krause & MacDonald [1993] p.708.
- (26) Liddy [2005] pp.132-133.
- (27) Esper [1967] .
- (28) この他には、COCOM と国連安保理決議による武器禁輸が挙げられるが、これらに関して稿を改めて考察したい。
- (29) 高橋 [2012] 41-42 頁。
- (30) Canons of the Third Lateran Council, 1179 A.D.; Canons of the Fourth Lateran Council, 1215 A.D.; Constitutions of the First Council of Lyon, 1245 A.D.; Constitution of the Second Council of Lyon, 1274 A.D..
- (31) Bredero, translated by Bruinsma [1994] p.106 ; Mastnak [2002] p.48.
- (32) Canons of the Third Lateran Council, 1179 A.D..
- (33) Heyn [1993] .
- (34) Heyn [1993] .
- (35) Canons of the Second Lateran Council, 1139 A.D..
- (36) Draper [1965] pp.18-19.
- (37) General Act of the Brussels Conference Relative to the African Slave Trade, July 2,

1890, Preamble and Article VIII. 会議参加国は、アメリカ、イギリス、イタリア、オーストリア＝ハンガリー、オスマン帝国、オランダ、コンゴ自由国、ザンジバル、スウェーデン＝ノルウェー、スペイン、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ペルシア（イラン）、ポルトガル、ロシアの計 17 か国である。後に、エチオピア、リベリア、オレンジ自由国もこの議定書に加盟した。この条約は 1891 年 8 月 31 日に発効した。この条約の禁止地域が北緯 20 度線から南緯 22 度線までの地域に限定されるまでの交渉経緯については、次の文献を参照。Miers [1975] pp.262-267.

(38) Declaration Renouncing the Use, in Time of War, of Explosive Projectiles Under 400 Grammes Weight, December 11 (November 29 by the Julian Calendar) 1868.

(39) Declaration Concerning the Prohibition of the Use of Bullets Which Can Easily Expand or Change Their Form Inside the Human Body Such As Bullets With a Hard Covering Which Does Not Completely Cover the Core, or Containing Indentations, July 29, 1899.

(40) The Convention for the Amelioration of the Condition of the Wounded in Armies in the Field, August 22, 1864.

(41) Convention Respecting the Laws and Customs of War on Land and its Annex, July 29, 1899.

(42) Koskenniemi [2001] p.86.

(43) Hutchinson [1989] pp.559, 566-567 ; Koskenniemi [2001] pp.85-88.

(44) 三牧 [2013] 22 頁。

(45) この時代は、自由放任主義的な市場観が支配的で、戦争の勝敗を左右する主因としての物的要因に対する認識も低かったため、武器移転を問題視するという発想が生まれにくかったとの指摘もある。小野塚 [2012] 9-10 頁。

(46) Convention on the Prohibition of the Use, Stockpiling, Production and Transfer of Anti-Personnel Mines and on their Destruction, September 18, 1997.

(47) Convention on Cluster Munitions, May 30, 2008.

(48) DFID [1997] ; Kaldor [1999] .

(49) 人間の安全保障委員会 [2003]。

(50) Duffield [2001] pp.128-135 ; Duffield [2003] .

(51) 加えて、1990 年代以降の通常兵器移転規制に関する合意においては、いかなる移転を「高リスク」と見做すかは、一義的には輸出国が判断するとされたが、そこには主観や経済的・政治的・軍事的な考慮が働く余地がある。よって、例えば、北大西洋条約機構

(NATO)の加盟国が、同盟国であるアメリカ向けの兵器輸出について、人権、人道といった許可基準に基づいて審査した結果、輸出を不許可にするといったケースが実際に起こるとは考えにくい。そして、ヨーロッパ諸国やNGOも、この点については認識していた。

同様の指摘は、次の文献を参照。Stavrianakis [2010] p.113.

(52) Stavrianakis [2010] pp.113-125.

(53) Bellamy & Williams [2004] ; Booth [1991] ; Dunne & Wheeler [2004] .使用された用語は「グローバル市民社会」(global civil society)、「トランスナショナル市民社会」(transnational civil society)等と一様ではなく、その定義も論者によって様々であったが、ここでは「グローバル市民社会」に統一する。市民社会概念及びそのグローバルなレベルにおける適用に関しては、次の文献を参照。遠藤 [2000]。

(54) Dunne & Wheeler [2004] ; Kaldor [2003a] ; Kaldor [2003b] .

(55) アメリカもATTに加盟する可能性は低い。ただし、アメリカ政府とATTを推進したNGOの双方が認識しているように、もしアメリカがATTを批准したとしても、それによりアメリカの兵器輸出規制の法制度を変える特段の必要性は生じない。したがって、アメリカによるATT批准は、当国の国内法整備を左右するわけではなく、シンボリックな意味合いを持つにとどまる。次の文献を参照。Oxfam [2013] pp.3-17.

文献リスト

榎本珠良 [2014] 「武器貿易条約(ATI)交渉における対立・摩擦と条約構想の限界」『軍縮研究』5。

榎本珠良 [2015a] 『冷戦終結後の開発・安全保障言説における人間像—小型武器規制・通常兵器移転規制の事例から—』(東京大学大学院総合文化研究科博士論文)。

榎本珠良 [2015b] 「武器貿易は規制できるか：第一回武器貿易条約(ATI)締約国会議に向けて」『世界』873。

遠藤貢 [2000] 『『市民社会』論：グローバルな適用の可能性と問題』『国際問題』484。

小野塚知二 [2012] 「兵器はいかに容易に広まったのか」横井勝彦・小野塚知二編『軍拡と武器移転の世界史：兵器はなぜ容易に広まったのか』日本経済評論社。

外務省 [2014] 「武器貿易条約」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000029746.pdf>> (2015年12月14日アクセス)。

高橋裕史 [2012] 『武器・十字架と戦国日本—イエズス会宣教師と「対日軍事征服計画」の真相』洋泉社。

人間の安全保障委員会 [2003] 『安全保障の今日的課題』朝日新聞社。

- 三牧聖子 [2013] 「戦争違法化思想とアメリカ外交」『アメリカ太平洋研究』13.
- Bellal, Annyssa [2014] “Arms transfers and international human rights law”, in S. Casey-Maslen, ed., *Weapons under International Human Rights Law*, Cambridge.
- Bellamy, Alex J. & Williams, Paul [2004] “Introduction: Thinking Anew about Peace Operations,” *International Peacekeeping*, 11:1.
- Booth, Ken [1991] “Security and Emancipation,” *Review of International Studies*, 17:4.
- Bredero, Adriaan H. [1994] *Christendom and Christianity in the Middle Ages: The Relations Between Religion, Church, and Society* (Tras. by Bruinsma, Reinder), Grand Rapids. (Original work published in 1986)
- DFID (Department for International Development) [1997] *Eliminating World Poverty: A Challenge for the 21st Century: White Paper on International Development*. London.
- Draper, Gerald Irving Antony Dare [1965] “The Interaction of Christianity and Chivalry,” *International Review of the Red Cross*, 5.
- Duffield, Mark [2001] *Global Governance and the New Wars: The Merging of Development and Security*, London & New York.
- Duffield, Mark [2003] “Social reconstruction and the radicalization of development: Aid as a relation of global liberal governance”, in J. Milliken, ed., *State Failure, Collapse & Reconstruction*, Oxford.
- Dunne, Tim & Wheeler, Nicholas [2004] “‘We the Peoples’: Contending Discourses of Security in Human Rights Theory and Practice,” *International Relations*, 18:1.
- Esper, Thomas [1967] “A Sixteenth-Century Anti-Russian Arms Embargo,” *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas*, 15.
- Heyn, Udo [1993] “Medieval arms control movements and the Western quest for peace”, in Burns, Richard Dean, ed., *Encyclopedia of Arms Control and Disarmament*, Vol. II. New York.
- Hutchinson, John F. [1989] “Rethinking the Origins of the Red Cross,” *Bulletin of the History of Medicine*, 63:4.
- Kaldor, Mary [1999] *New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era*, Stanford.
- Kaldor, Mary [2003a] “The Idea of Global Civil Society,” *International Affairs*, 79:3.
- Kaldor, Mary [2003b] *Global Civil Society: An Answer to War*, Cambridge.
- Koskenniemi, Martti [2001] *The Gentle Civilizer of Nations: The Rise and Fall of*

- International Law 1870-1960*, Cambridge & New York.
- Krause, Keith & MacDonald, Mary K. [1993] “Regulating arms sales through World War II”, in Burns, Richard Dean, ed., *Encyclopedia of Arms Control and Disarmament*, Vol. II. New York.
- Laurance, Edward [2011] “1991 Arms Trade Control Efforts and Their Echoes,” *Arms Control Today*, 41:6. <http://www.armscontrol.org/act/2011_%2007-08/%201991_Arms_Trade_Control_Efforts_And_Echoes> (Accessed December 14, 2015)
- Liddy, Christian D. [2005] *War, Politics and Finance in Late Medieval English Towns: Bristol, York and the Crown, 1350-1400*, Woodbridge.
- Mastnak, Tomaz [2002] *Crusading Peace: Christendom, the Muslim World, and Western Political Order*. Berkeley, Los Angeles & London.
- Miers, Suzanne [1975] *Britain and the Ending of the Slave Trade*, London.
- Oxfam [2013] “Saving Lives with Common Sense: The Case for Continued US Support for the Arms Trade Treaty,” *Oxfam Briefing Paper*, 175.
- Stavrianakis, Anna [2010] *Taking Aim at the Arms Trade: NGOs, Global Civil Society and the World Military Order*, London & New York.

Arms Transfer Control and Ideas of Order : The Case of the Arms Trade Treaty (ATT)

Enomoto, Tamara

Research Fellow, Organization for the Strategic Coordination of
Research and Intellectual Properties, Meiji University

This article seeks to understand the aims of the Arms Trade Treaty (ATT) and identify the difficulties with regard to its implementation. It first overviews the post-Cold War history of arms transfer control. It then analyzes the main articles of the ATT, focusing in particular on reporting obligations—one of the most controversial issues of the First Conference of States Parties to the ATT. The article goes on to consider the aims claimed (or presumably claimed) throughout history by human groups that have attempted to control arms transfers either unilaterally or multilaterally. The aims are classified into three types: security, moral-ethical, and economic. The aims propagated by the supporters of the ATT are categorized into these types, and their distinctive features are explained vis-à-vis the aims of past transfer control initiatives.

In making sense of the claimed aims of the ATT, the article draws attention to the nature of boundary-making between lawfulness and unlawfulness with respect to the nature, use, and transfer of arms. Agreements to control and regulate arms naturally create simultaneously an unlawful as well as a lawful realm. By highlighting three cases of multilateral arms transfer control—the Catholic ban of arms transfers to the Saracens in the 12th–13th century, the Brussels Convention of the late 19th century, and “global” arms transfer control in the post-Cold War era—this article asserts that the claimed aims of arms transfer control should be understood within the overall logic of boundary-making between the lawful and unlawful nature, use, and transfer of arms. It also suggests that, in these three cases, this overall logic seems to have been in consonance with the dominant ideas of order during the same period.

Finally, the article identifies the difficulties facing the implementation of the ATT and argues that these difficulties signify the key challenges to the ideas of order that have fostered the development of the treaty.